

育児休業に関する同意書・申出書

(宛先) 座間市福祉事務所長

1 育児休業期間に関する(1)～(4)について同意します。

- (1) 保育所等の入所が内定した際には、入所月の翌月14日までに復職します。
- (2) 入所内定した際には、入所翌月末日までに復職年月日の記載された就労証明書を提出します。
- (3) 入所月翌月14日までに同一職場に申請時と同じ条件で復職できない場合や入所翌月末日までに就労証明書の提出がない場合は、内定の取り消し又は退所になることを了承します。
- (4) 育児休業期間及び復職(予定日)が、(1)の復職期間以降となっている場合、育児休業を切り上げることは、勤務先と相談し、了承を得ています。

2 育児休業の延長に関して、以下のとおり申出します。

(以下の(1)又は(2)のいずれかに ☒ してください。)

- ☐ (1) 保育所等に入所でき次第、直ちに復職を希望する。
- ☐ (2) 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。※

※・利用調整(選考)において点数が減点(−100点)されます。

- ・利用調整(選考)において必ず保留になることを保障するものではありません。希望保育施設に空きがある場合には、入所内定となります。
- ・利用調整(選考)の結果、入所ができる場合には「入所可」の旨を通知します。入所できる保育施設を辞退した場合、「保留通知」は発行できません。
- ・育児休業の延長を許容できなくなった場合には、申込締切日までに保育・幼稚園課へ新規申請する必要があります。

上記事項について全て理解し、了承しました。

令和 年 月 日

住所 _____

保護者氏名 _____

児童氏名 _____

児童生年月日 年 月 日

第一希望園 _____

希望年月 年 月 選考～年度末まで